

ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度

国民年金だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

別表1

全額免除、若年者納付猶予となる所得の「めやす」

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族の数}+1) \times 35\text{万円}+22\text{万円}$$

※平成25年7月から平成26年6月分の申請については前々年(平成24年)の所得で審査を行います。

別表2

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○4分の1納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○半額納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○4分の3納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※平成25年7月から平成26年6月分の申請については、前々年(平成24年)の所得で審査を行います。

別表3

○4分の1納付 (3,810円)

→年金額 5 / 8

○半額納付 (7,630円)

→年金額 6 / 8

○4分の3納付 (11,430円)

→年金額 7 / 8

※上記納付額は平成26年度納付額

保険料免除・納付猶予(学生の場合は学生納付特例)は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。(追納制度)
ただし、保険料免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。
なお、追納した場合のその期間は「納付」期間として取扱います。

①全額免除制度
申請者ご本人と配偶者及び世帯主の方の所得が基準の範囲内(別表1)である場合、保険料の全額(平成26年度・月額15,250円)が免除されます。
全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

②若年者納付猶予制度
30歳未満の方(学生を除く)で、本人・配偶者の前年所得が基準の範囲内(別表1の全額免除の所得基準と同じ)である場合、保険料の納付が猶予されます。
納付猶予された期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

③一部納付(一部免除)制度
保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除されます。
一部納付は免除の割合が3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は別表2・3のとおりです。
※一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。その場合、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。ですのでご注意ください。

3種類の免除制度
経済的な理由等で、国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。所得額により①「全額免除」、②「若年者納付猶予」及び③「一部納付」に分かれますので、窓口でご相談ください。